

# **狛江市福祉基本条例**

## **申請の手続き**

**狛江市福祉保健部福祉政策課**

**令和6年8月**

# STEP 1

まず、建物の内容にあったコースを選びまし

## 共同住宅等

建物の内容は？

共同住宅

マンション

アパート

長屋 等

延べ床面積は？

延べ床面積

2,000 m<sup>2</sup>未満

延べ床面積

2,000 m<sup>2</sup>以上

コースの決定

**A** コース

4～7 ページ

**B** コース

8～13 ページ

よう！！

## 共同住宅等以外

医療等施設 等

**診療所、薬局 等**

物品販売業を営む店舗、サービス店舗 等

**コンビニエンスストア**

**レストラン 等**

福祉施設等

**保育園**

**幼稚園**

**高齢者施設 等**

建物の内容は？



延べ床面積

**200 m<sup>2</sup>未満**

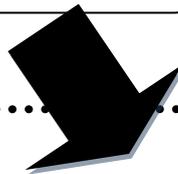
延べ床面積

**200 m<sup>2</sup>以上**

延べ床面積

**すべて**

延べ床面積は？



**C** コース

**14～15 ページ**

**D** コース

**16～22 ページ**

コースの決定

# Aコース

## 延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の共同住宅等

### 手順 1. 「開発等事業に係る各課協議書」の作成

・ 6～7ページの記入例Aを参考に「開発等事業に係る各課協議書」の福祉政策課要望事項に対する回答を作成し、事業者の実印を押して福祉政策課へ提出してください。

・ 提出後の「開発等事業に係る各課協議書」は、いったんお預かりし、福祉政策課から直接まちづくり推進課へ提出いたします。



### 手順 2. 整備項目のチェック

・ 延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の共同住宅の建設では、遵守基準はございません（努力基準のみ）。建築指導事務所の確認申請が下りるよう  
に整備していただければ、問題ありません。

・ すべての人が快適に過ごすことができるよう、できるだけユニバーサルデザインに配慮した整備をお願いします。



### 手順 3 . 提出書類の準備

#### 《適合証を取得する場合》

・以下の①、②の届出が必要となります。(適合証を取得しない場合は、福祉政策課への届出は不要です。)

① 工事に着工する 30 日前までに「特定都市施設設置工事計画(変更)届出書(建築物)(第 3 号様式)」

② 工事完了後は、「工事完了届(第 11 号様式)」、「特定都市施設適合状況報告書(建築物)(第 12 号様式)」、「福祉環境整備基準適合証交付請求書(第 1 号様式)」

・また、福祉環境整備基準(狛江市福祉基本条例施行規則別表第 4 に定める整備基準)に当てはまる項目を全て適合させてください。

# 記入例A

## 開発等事業に係る各課協議書

令和△年○月×日

事業名称 ○×○△ アパート新築工事

事業者 ○×株式会社 代表取締役 ○○ ○○

事業者の印を押します

印

回答を  
記載します

※ 書類が複数枚になる場合は、綴じて、実印で契印してください。

福祉政策課要望事項	回	答
<p>1 狛江市では、高齢者や障がい者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）及び同条例施行規則（平成6年規則第30号。以下「規則」という。）において『福祉環境整備基準』を定めています。市内で建築物等を建設及び改修する場合には、種類、規模によって遵守すべき基準及び努力すべき基準がありますので、該当する基準に従い、整備をお願いいたします。</p>	1	<p>1 狛江市では、高齢者や障がい者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）及び同条例施行規則（平成6年規則第30号。以下「規則」という。）において『福祉環境整備基準』を定められていることから、市内で建築物等を建設及び改修する場合には、種類、規模によって遵守すべき基準及び努力すべき基準について、該当する基準に従い、整備いたします。</p>
<p>2 福祉環境整備基準のうち努力基準の<u>すべて</u>を満たした場合は、申請により『福祉環境整備基準適合証』が交付されます。この適合証を取得した事業者名等は、市の広報やホームページで公表させていただきますので、適合証の取得について、ぜひご検討いただきますようお願いいたします。</p>	2	<p>2 福祉環境整備基準のうち努力基準のすべてを満たした場合は、申請により『福祉環境整備基準適合証』が交付され、この適合証を取得した事業者名等は、市の広報やホームページにて公表されるので、誰もが安心、安全に過ごすことができるユニバーサルデザインの推進のために、適合証の取得について、検討いたします。</p>
<p>3 適合証の交付を希望する場合は、規則第11条に基づき工事に着工する30日前までに特定都市施設設置工事計画（変更）届出</p>	3	<p>3 適合証の交付を希望する場合は、規則第11条に基づき工事に着工する30日前までに特定都市施設設置工事計画（変更）届出</p>

書（建築物）（第 3 号様式）による届出を行い、工事完了後は規則第 13 条に基づき工事完了届（第 11 号様式）及び特定都市施設適合状況報告書（建築物）（第 12 号様式）により届出をしてください。また、規則別表第 4 で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させてください。

4 適合証の交付を希望しない場合は、規則別表第 12 で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準に適合させるよう努めてください。

5 事業内容が変更になった場合は、福祉政策課へ直接届出をしてください。

書（建築物）（第 3 号様式）による届出を行い、工事完了後は規則第 13 条に基づき工事完了届（第 11 号様式）及び特定都市施設適合状況報告書（建築物）（第 12 号様式）により届出を行います。また、規則別表第 4 で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させます。

4 適合証の交付を希望しない場合は、規則別表第 12 で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準に適合させるよう努めます。

5 事業内容が変更になった場合は、福祉政策課へ直接届出を行います。

※回答について、明解で結果の判る表現とすること。

担当課長印

年 月 日
福祉政策課長

## STEP 2

# Bコース

延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の共同住宅等

### 手順 1. 「開発等事業に係る各課協議書」の作成

・ 10～11 ページの記入例Bを参考に「開発等事業に係る各課協議書」の福祉政策課要望事項に対する**回答**を作成し、事業者の実印を押して福祉政策課へ提出してください。

・ 提出後の「開発等事業に係る各課協議書」は、いったんお預かりし、福祉政策課から直接まちづくり推進課へ提出いたします。



### 手順 2. 整備項目のチェック

・ 12～13 ページの「特定都市施設整備項目表（共同住宅等用）」の整備内容に適合しているかチェックしてください。



## 手順 3. 提出書類の準備

・以下の①、②の届出が必要となります。

① 工事に着工する 30 日前までに「特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物）（第 3 号様式）」

② 工事完了後は、「工事完了届（第 11 号様式）」、「特定都市施設適合状況報告書（建築物）（第 12 号様式）」

※ただし適合証を取得せず、東京都建築物バリアフリー条例の対象として確認申請の審査を受け、狛江市福祉基本条例の遵守基準と同等以上の措置が講じられる場合は、福祉政策課へ届出の必要はありません。

### 《適合証を取得する場合》

・手順 3 の届出（①、②）に加えて工事完了後に「福祉環境整備基準適合証交付請求書（第 1 号様式）」の提出が必要となります。

・また、福祉環境整備基準（狛江市福祉基本条例施行規則別表第 4 に定める整備基準）に当てはまる項目を全て適合させてください。

# 記入例B

## 開発等事業に係る各課協議書

令和△年○月×日

事業名称 ○×○△ マンション新築工事

事業者の印を押します

事業者 ○×株式会社 代表取締役 ○○ ○○

印

回答を  
記載します

※ 書類が複数枚になる場合は、綴じて、実印で契印してください。

福祉政策課要望事項	回	答
<p>1 狛江市では、高齢者や障がい者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）及び同条例施行規則（平成6年規則第30号。以下「規則」という。）において『福祉環境整備基準』を定めています。市内で建築物等を建設及び改修する場合には、種類、規模によって遵守すべき基準及び努力すべき基準がありますので、該当する基準に従い、整備をお願いいたします。</p>	<p>1 狛江市では、高齢者や障がい者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）及び同条例施行規則（平成6年規則第30号。以下「規則」という。）において『福祉環境整備基準』を定められていることから、市内で建築物等を建設及び改修する場合には、種類、規模によって遵守すべき基準及び努力すべき基準について、該当する基準に従い、整備いたします。</p>	
<p>2 福祉環境整備基準のうち努力基準のすべてを満たした場合は、申請により『福祉環境整備基準適合証』が交付されます。この適合証を取得した事業者名等は、市の広報やホームページにて公表させていただきます。誰もが安心、安全に過ごすことができるユニバーサルデザインの推進のために、適合証の取得について、ぜひご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>2 福祉環境整備基準のうち努力基準のすべてを満たした場合は、申請により『福祉環境整備基準適合証』が交付を受けます。この適合証を取得した事業者名等は、市の広報やホームページにて公表されますが、誰もが安心、安全に過ごすことができるユニバーサルデザインの推進のために、適合証の取得について、検討いたします。</p>	
<p>3 規則第11条に基づき工事に着工する30日前までに特定都市施設設置工事計画（変</p>	<p>3 規則第11条に基づき工事に着工する30日前までに特定都市施設設置工事計画（変</p>	

更)届出書(建築物)(第3号様式)による届出を行い、工事完了後は規則第13条に基づき工事完了届(第11号様式)及び特定都市施設適合状況報告書(建築物)(第12号様式)により届出をしてください。ただし、法令等により福祉環境整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講じるよう定めている場合は、届出は不要です。

4 適合証の交付を希望される場合は、要望事項3ただし書きにかかわらず、条例及び規則に規定する届出を行ってください。その際は、規則別表第4で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させてください。

適合証の交付を希望されない場合は、規則別表第6で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させてください。

5 事業内容が変更になった場合は、福祉政策課へ直接届出をしてください。

更)届出書(建築物)(第3号様式)による届出を行い、工事完了後は規則第13条に基づき工事完了届(第11号様式)及び特定都市施設適合状況報告書(建築物)(第12号様式)により届出を行います。ただし、法令等により福祉環境整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講じるよう定めている場合は、届出は省略します。

4 適合証の交付を希望する場合は、要望事項3ただし書きにかかわらず、条例及び規則に規定する届出を行います。その際は、規則別表第4で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させるようにします。

適合証の交付を希望しない場合は、規則別表第6で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させるようにします。

5 事業内容が変更になった場合は、福祉政策課へ直接届出を行います。

※回答について、明解で結果の判る表現とすること。

担当課長印	年	月	日
福祉政策課長			

## 特定都市施設整備項目表（共同住宅等用）

番号	チェック	整備項目	整備内容
1	<input type="checkbox"/>	特定 経路	特定経路上には、階段や段差はありませんか。
2	<input type="checkbox"/>		出入口、敷地内の通路等の戸は自動的に開閉し、車いす使用者が容易に開閉し、通行可能な構造になっていますか。
3	<input type="checkbox"/>		廊下、傾斜路、敷地内の通路の幅は 120cm 以上になっていますか。
4	<input type="checkbox"/>		傾斜路のこう配は 1/12 以下になっていますか。（高さ 16cm 以下の場合は、1/8 以下）
5	<input type="checkbox"/>		廊下、敷地内の通路は 50m 以内ごとに車いすの回転に支障のない場所を設置していますか。
6	<input type="checkbox"/>		傾斜路の両側に側壁又は立上りが設置されていますか。
7	<input type="checkbox"/>		傾斜路の始点、終点に車いす使用者が安全に停止できるよう平坦な構造になっていますか。
8	<input type="checkbox"/>	エレベ ーター 及びそ の乗降 ロビー	かご・昇降路の出入口の幅（開放時有効）は、80cm 以上になっていますか。
9	<input type="checkbox"/>		かごの奥行きは、115cm 以上になっていますか。
10	<input type="checkbox"/>		乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行きは 150cm 以上ですか。
11	<input type="checkbox"/>		制御装置は、車いす使用者が円滑に利用可能な位置に設置されていますか。
12	<input type="checkbox"/>		かご内に、停止予定階、かごの現在位置を表示する装置は設置されていますか。
13	<input type="checkbox"/>		乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置は設置されていますか。
14	<input type="checkbox"/>	特殊な 構造又 は使用 形態の 昇降機	エレベーターは、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものですか。
15	<input type="checkbox"/>		エレベーターのかごは、幅 70cm 以上、奥行き 120cm 以上ですか。
16	<input type="checkbox"/>		エレベーターは、形状上方向転換の必要がある場合、車いす使用者が、容易に方向転換できるようかごの幅・奥行きが十分に確保されていますか。
17	<input type="checkbox"/>		エスカレーターは、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書きに規定するものですか。
18	<input type="checkbox"/>	廊下・ 階段等	廊下、階段、床等は粗面又は滑りにくい仕上げになっていますか。
19	<input type="checkbox"/>		段がある部分に手すりは設置されていますか。
20	<input type="checkbox"/>		階段、傾斜路等は踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別できますか。
21	<input type="checkbox"/>		段鼻の突き出しやその他つまづきの原因となるものはありませんか。
22	<input type="checkbox"/>	階段	けあげ 18cm 以下、踏面 26cm 以上（それぞれ一定）になっていますか。
23	<input type="checkbox"/>		幅は 120cm 以上（手すりの幅は 10cm を限度としてないものとみなす。）になっていますか。

24	<input type="checkbox"/>	傾斜路	こう配1/12 を超え又は高さ 16cm を超える傾斜がある部分には手すりが設置されていますか。
25	<input type="checkbox"/>	便所	車いす使用者用便房を1以上設置していますか。
26	<input type="checkbox"/>		水洗器具（オストメイト対応）が設置されている便房を1以上設置していますか。
27	<input type="checkbox"/>		小便器を設ける場合、床置き式（壁掛け式、は受け口の高さ35cm以下）を1以上設置していますか。
28	<input type="checkbox"/>	浴室	車いす使用者が円滑に利用できる空間が確保されていますか。
29	<input type="checkbox"/>	※共同	出入口の幅（開放時有効）は、85cm以上になっていますか。
30	<input type="checkbox"/>	の浴室 を設け る場合	戸は自動的に開閉する他、車いす使用者が容易に開閉でき、その前後に高低差がなく通過可能な構造になっていますか。
31	<input type="checkbox"/>	駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設置していますか。 ①幅 350cm以上 ②車いす用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置
32	<input type="checkbox"/>		車いす使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路を示す誘導表示を設置していますか。
33	<input type="checkbox"/>	標識	移動等円滑化措置済みエレベーターその他昇降機、便所、駐車施設付近にその存在を表示する標識を設置していますか。
34	<input type="checkbox"/>	案内 設備	移動等円滑化の措置済みエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等を設置していますか。
35	<input type="checkbox"/>		移動等円滑化の措置済みエレベーターその他昇降機、便所の配置を点字等で視覚障がい者に示す設備を設置していますか。

# C コース

## 延べ床面積 200 m<sup>2</sup>未満の店舗等

### 手順 1. 整備項目のチェック

・ 15 ページ下段の「特定都市施設整備項目表（小規模建築物用）」の整備内容に適合しているかチェックしてください。



### 手順 2. 提出書類の準備

・ 以下の①、②の届出が必要となります。

① 工事に着工する 30 日前までに「特定都市施設設置工事計画（変更）」

届出書（建築物）（第 3 号様式）」

② 工事完了後は、「工事完了届（第 11 号様式）」、「特定都市施設適合状

況報告書（建築物）（第 12 号様式）」

※ただし適合証を取得せず、東京都建築物バリアフリー条例の対象として建築申請の審査を受け、狛江市福祉基本条例の遵守基準と同等以上の措置が講じられる場合は、福祉政策課への届出の必要はありません。

## 《適合証を取得する場合》

- ・手順2の届出（①、②）に加えて工事完了後に「福祉環境整備基準適合証交付請求書（第1号様式）」の提出が必要となります。
- ・また、福祉環境整備基準（狛江市福祉基本条例施行規則別表第3に定める整備基準）に当てはまる項目を全て適合させてください。

### 特定都市施設整備項目表（小規模建築物用）

番号	チェック	整備項目	整備内容
1	<input type="checkbox"/>	共通	出入口、敷地内の通路に、通行の支障となる段差はありませんか。
2	<input type="checkbox"/>	出入口	幅は80cm以上になっていますか。
3	<input type="checkbox"/>		直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路は確保されていますか。
4	<input type="checkbox"/>		腰掛け便座、手すり等は適切に配置されていますか。
5	<input type="checkbox"/>	便所	車いす使用者が利用することができるような空間が確保されていますか。
6	<input type="checkbox"/>		直接地上へ通ずる出入口から当該便房までの通行可能な経路が確保されていますか。
7	<input type="checkbox"/>	敷地内の通路	幅は120cm以上になっていますか。

## STEP 2

# Dコース

延べ床面積 200 m<sup>2</sup>以上の店舗、病院、福祉施設等

### 手順 1. 「開発等事業に係る各課協議書」の作成

・ 18～19 ページの記入例Dを参考に「開発等事業に係る各課協議書」の福祉政策課要望事項に対する**回答**を作成し、事業者の実印を押して福祉政策課へ提出してください。

・ 提出後の「開発等事業に係る各課協議書」は、いったんお預かりし、福祉政策課から直接まちづくり推進課へ提出いたします。

※まちづくり条例の各課協議の対象とならない開発規模の場合は、手順1は必要ありません。



### 手順 2. 整備項目のチェック

・ 20～22 ページの「特定都市施設整備項目表（共同住宅等以外の建築物用）」の整備内容に適合しているかチェックしてください。



### 手順 3. 提出書類の準備

・以下の①、②の届出が必要となります。

① 工事に着工する 30 日前までに「特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物）（第 3 号様式）」

② 工事完了後は、「工事完了届（第 11 号様式）」、「特定都市施設適合状況報告書（建築物）（第 12 号様式）」

※ただし適合証を取得せず、東京都建築物バリアフリー条例の対象として確認申請の審査を受け、狛江市福祉基本条例の遵守基準と同等以上の措置が講じられる場合は、「観客席・客席」及び「公共的通路」の整備項目を除き、届出は必要ありません。

#### 《適合証を取得する場合》

・手順 3 の届出（①、②）に加えて工事完了後に「福祉環境整備基準適合証交付請求書（第 1 号様式）」の提出が必要となります。

・また、福祉環境整備基準（狛江市福祉基本条例施行規則別表第 3 に定める整備基準）に当てはまる項目を全て適合させてください。

# 記入例D

## 開発等事業に係る各課協議書

令和△年○月×日

事業名称 ○×○△店舗新築工事

事業者の印を押します

事業者 ○×株式会社 代表取締役 ○○ ○○

印

回答を記載します

※書類が複数枚になる場合は、綴じて、実印で契印してください。

福祉政策課要望事項	回 答
<p>1 狛江市では、高齢者や障がい者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）及び同条例施行規則（平成6年規則第30号。以下「規則」という。）において『福祉環境整備基準』を定めています。市内で建築物等を建設及び改修する場合には、種類、規模によって遵守すべき基準及び努力すべき基準がありますので、該当する基準に従い、整備をお願いいたします。</p>	<p>1 狛江市では、高齢者や障がい者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号）及び同条例施行規則（平成6年規則第30号。以下「規則」という。）において『福祉環境整備基準』を定めされていることから、市内で建築物等を建設及び改修する場合には、種類、規模によって遵守すべき基準及び努力すべき基準について、該当する基準に従い、整備いたします。</p>
<p>2 福祉環境整備基準のうち努力基準のすべてを満たした場合は、申請により『福祉環境整備基準適合証』が交付されます。この適合証を取得した事業者名等は、市の広報やホームページにて公表させていただきます。誰もが安心、安全に過ごすことができるユニバーサルデザインの推進のために、適合証の取得について、ぜひご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>2 福祉環境整備基準のうち努力基準のすべてを満たした場合は、申請により『福祉環境整備基準適合証』が交付を受けます。この適合証を取得した事業者名等は、市の広報やホームページにて公表されますが、誰もが安心、安全に過ごすことができるユニバーサルデザインの推進のために、適合証の取得について、検討いたします。</p>
<p>3 規則第11条に基づき工事に着工する30日前までに特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物）（第3号様式）による届出を行い、工事完了後は規則第13条に基づき工事完了届（第11号様式）及び特定都</p>	<p>3 規則第11条に基づき工事に着工する30日前までに特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（建築物）（第3号様式）による届出を行い、工事完了後は規則第13条に基づき工事完了届（第11号様式）及び特定都</p>

市施設適合状況報告書（建築物）（第 12 号様式）により届出をしてください。ただし、法令等により福祉環境整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講じるよう定めている場合は、届出は不要です。

4 適合証の交付を希望される場合は、要望事項 3 ただし書きにかかわらず、条例及び規則に規定する届出を行ってください。その際は、規則別表第 4 で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させてください。

適合証の交付を希望されない場合は、規則別表第 6 で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させてください。

5 事業内容が変更になった場合は、福祉政策課へ直接届出をしてください。

市施設適合状況報告書（建築物）（第 12 号様式）により届出を行います。ただし、法令等により福祉環境整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講じるよう定めている場合は、届出は省略します。

4 適合証の交付を希望する場合は、要望事項 3 ただし書きにかかわらず、条例及び規則に規定する届出を行います。その際は、規則別表第 4 で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させるようにします。

適合証の交付を希望しない場合は、規則別表第 6 で定める整備項目を同表整備基準の欄に掲げる基準のすべてに適合させるようにします。

5 事業内容が変更になった場合は、福祉政策課へ直接届出を行います。

※回答については、明解で結果の判る表現とすること。

担当課長印

年      月      日
福祉政策課長

## 特定都市施設整備項目表（共同住宅等以外の建築物用）

番号	チェック	整備項目	整備内容
1	<input type="checkbox"/>	移動等	移動等円滑化経路等上には、階段や段差はありませんか。
2	<input type="checkbox"/>	円滑化 経路等	出入口、廊下、敷地内の通路等の戸は自動的に開閉し、車いす使用者が容易に開閉し、通行可能な構造になっていますか。
3	<input type="checkbox"/>		廊下、傾斜路、敷地内の通路の幅は 140cm 以上になっていますか。
4	<input type="checkbox"/>		廊下等に授乳、おむつ交換のできる場所を設置していますか。
5	<input type="checkbox"/>		傾斜路のこう配は 1/12 以下になっていますか。
6	<input type="checkbox"/>		傾斜路の両側に側壁又は立上りが設置されていますか。
7	<input type="checkbox"/>		傾斜路の始点、終点到車いす使用者が安全に停止できるよう平坦な構造になっていますか。
8	<input type="checkbox"/>		出入口の幅（開放時有効）は、85cm 以上になっていますか。
9	<input type="checkbox"/>		直接地上へ通ずる出入口の幅（開放時有効）は、100cm 以上になっていますか。
10	<input type="checkbox"/>		階段の下端に近接する廊下に点状ブロック等を敷設していますか。
11	<input type="checkbox"/>		傾斜路、階段等に手すりは設置されていますか。
12	<input type="checkbox"/>		エレベーター
13	<input type="checkbox"/>	及びその乗降	かごの奥行きは、135cm 以上になっていますか。
14	<input type="checkbox"/>	ロビー	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行きは 150cm 以上ですか。
15	<input type="checkbox"/>		制御装置は、車いす使用者が円滑に利用可能な位置に設置されていますか。
16	<input type="checkbox"/>		かご内に、停止予定階、かごの現在位置を表示する装置は設置されていますか。
17	<input type="checkbox"/>		乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置は設置されていますか。
18	<input type="checkbox"/>		※不特定多数
19	<input type="checkbox"/>	の者が利用するエレベーター	車いすの回転に支障のない構造になっていますか。
20	<input type="checkbox"/>	及びその乗降ロビー	かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置は設置していますか。
21	<input type="checkbox"/>	及びその乗降ロビー	かご・乗降ロビーの制御装置（車いす利用者が利用しやすい位置等）は、点字等視覚障がい者が円滑に操作可能な構造になっていますか。
22	<input type="checkbox"/>	降ロビー	かご又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置は設置していますか。

23	<input type="checkbox"/>	特殊な	エレベーターは、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に適合するものですか。
24	<input type="checkbox"/>	構造又	エレベーターのかごは、幅 70cm 以上、奥行き 120cm 以上ですか。
25	<input type="checkbox"/>	は使用	エレベーターは、形状上方向転換の必要がある場合、車いす使用者が、容易に方向転換できるようなかごの幅・奥行きが十分に確保されていますか。
26	<input type="checkbox"/>	形態の 昇降機	エスカレーターは、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書きに規定するもの ですか。
27	<input type="checkbox"/>	廊下・	廊下、階段、床等は粗面又は滑りにくい仕上げになっていますか。
28	<input type="checkbox"/>	階段等	段がある部分及び階段の踊り場に手すりは設置されていますか。
29	<input type="checkbox"/>		階段、傾斜路等は踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいこ とで段を容易に識別できますか。
30	<input type="checkbox"/>		段鼻の突き出しやその他つまづきの原因となるものはありませんか。
31	<input type="checkbox"/>		傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等を敷設していますか。
32	<input type="checkbox"/>		不特定多数の者が利用する廊下の場合、授乳及びおむつ交換のできる場所を設置して いますか。
33	<input type="checkbox"/>	階段	けあげ 18cm 以下、踏面 26cm 以上（それぞれ一定）になっていますか。
34	<input type="checkbox"/>		幅は 120cm 以上（手すりの幅は 10cm を限度としてないものとみなす。）になって いますか。
35	<input type="checkbox"/>	傾斜路	こう配 1/12 を超え又は高さ 16cm を超え、かつ、こう配 1/20 を超える傾斜がある 部分には手すりが設置されていますか。
36	<input type="checkbox"/>	便所	車いす使用者用便所を 1 以上設置していますか。
37	<input type="checkbox"/>		水洗器具（オストメイト対応）が設置されている便所を 1 以上設置していますか。
38	<input type="checkbox"/>		ベビーチェア等を設けた便所を 1 以上設置していますか。また、便所及び便所の出入 口にその旨表示していますか。
39	<input type="checkbox"/>		ベビーベッド等を設置していますか。また便所の出入口にその旨が表示されていま すか。（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く）
40	<input type="checkbox"/>		小便器を設ける場合、床置き式（壁掛け式、は受け口の高さ 35cm 以下）を 1 以上設 置していますか。
41	<input type="checkbox"/>	浴室	浴槽、シャワー、手すり等が適切に設置されていますか。
42	<input type="checkbox"/>	※多数	車いす使用者が円滑に利用できる空間が確保されていますか。
43	<input type="checkbox"/>	の者が	出入口の幅（開放時有効）は、85cm 以上になっていますか。
44	<input type="checkbox"/>	利用す る浴室	戸は自動的に開閉するほか、車いす使用者が容易に開閉でき、通過可能な構造になっ ていますか。
45	<input type="checkbox"/>	駐車場	車いす使用者用駐車施設を 1 以上設置していますか。  ①幅 350cm 以上 ②車いす用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置

(次のページへ続く)

46	<input type="checkbox"/>	駐車場	車いす使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路を示す誘導表示を設置していますか。
47	<input type="checkbox"/>	標識	移動等円滑化措置済エレベーターその他昇降機、便所、駐車施設付近にその存在を表示する標識を設置していますか。
48	<input type="checkbox"/>	案内設備	移動等円滑化の措置済エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等を設置していますか。
49	<input type="checkbox"/>		移動等円滑化の措置済エレベーターその他昇降機、便所の配置を点字等で視覚障がい者に示す設備を設置していますか。
50	<input type="checkbox"/>	案内設備まで	線状・点状ブロック等を適切に敷設又は音声装置等で視覚障がい者を誘導する設備を設置していますか。
51	<input type="checkbox"/>	の経路	車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設していますか。
52	<input type="checkbox"/>		段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設していますか。
53	<input type="checkbox"/>	公共的通路	通路の有効幅を 200cm 以上とし、通行に支障のない高さ（建物内部の場合は、天井の高さ 250cm 以上）を確保していますか。
54	<input type="checkbox"/>		敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障がい者用誘導ブロックを敷設していますか。
55	<input type="checkbox"/>		通路面に段差はありませんか。

福祉環境整備基準適合証の見本



